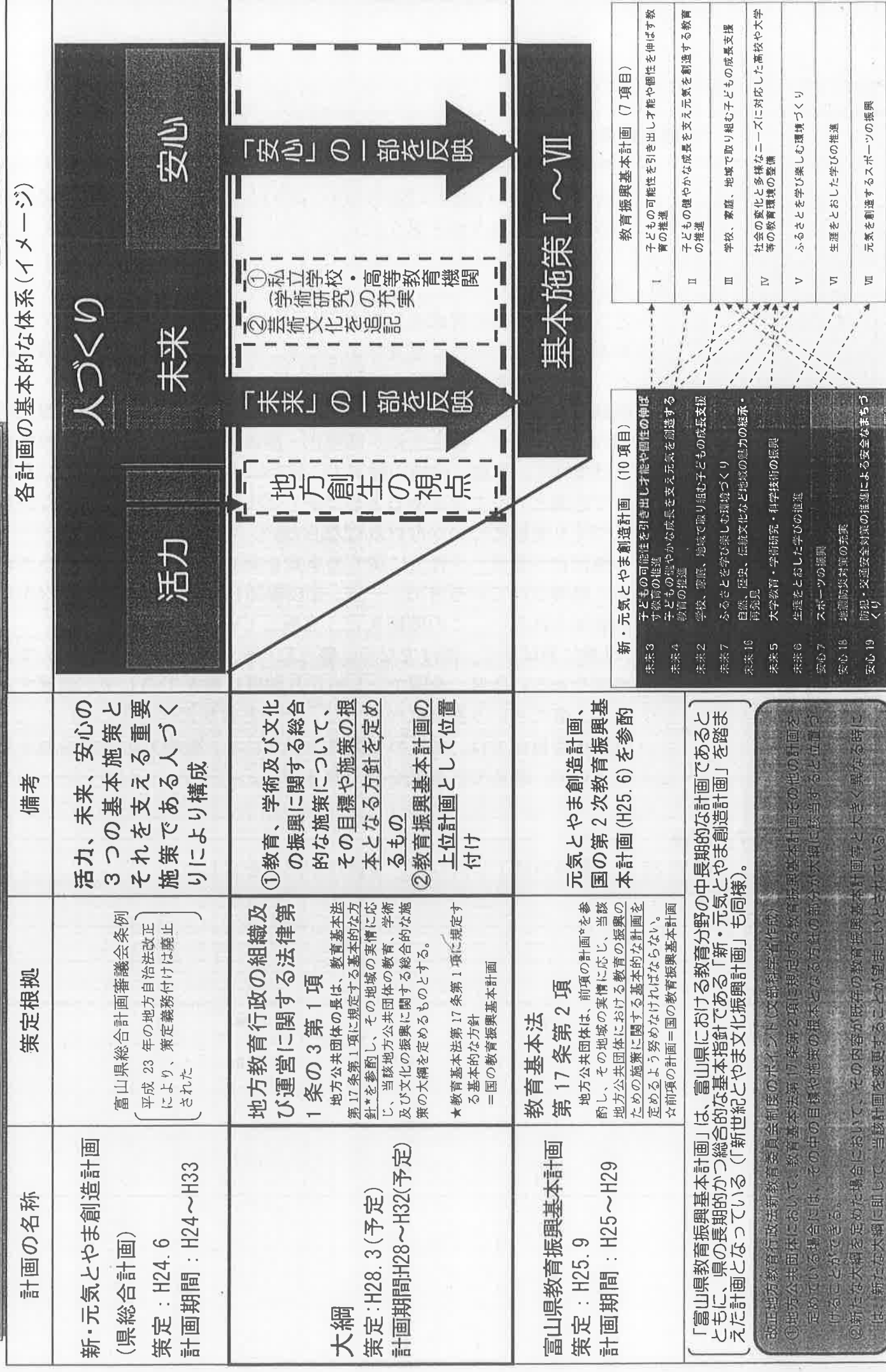


「新・元氣とやま創造計画」と「大綱」・「教育振興基本計画」の位置付け



各計画の基本的な体系(イメージ)

計画の名称  
 新・元氣とやま創造計画  
 (県総合計画)  
 策定：H24.6  
 計画期間：H24～H33

策定根拠

富山県総合計画審議会条例  
 (平成23年の地方自治法改正により、策定義務付けは廃止された)

備考

活力、未来、安心の3つの基本施策とそれを支える重要な施策であり構成により

大綱  
 策定：H28.3(予定)  
 計画期間：H28～H32(予定)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項  
 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針\*を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。  
 \*教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針  
 =国の教育振興基本計画

①教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの  
 ②教育振興基本計画の上位計画として位置付け

富山県教育振興基本計画  
 策定：H25.9  
 計画期間：H25～H29

教育基本法  
 第17条第2項  
 地方公共団体は、前項の計画\*を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。  
 ☆前項の計画=国の教育振興基本計画

元氣とやま創造計画、国の第2次教育振興基本計画(H25.6)を参酌

〔富山県教育振興基本計画〕は、富山県における教育分野の中長期的な計画であるとともに、県の長期的かつ総合的な基本指針である「新・元氣とやま創造計画」を踏まえた計画となっている(「新世紀とやま文化振興計画」も同様)。

改正地方教育行政法新教育委員会制度のポイスト(文部科学省作成)

- ①地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画(その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけられることができる)。
- ②新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なる時には、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいとされている。

新・元氣とやま創造計画 (10項目)

- 未来3 子どもの可能性を引き出し才能や個性の伸ばす教育の推進
- 未来4 子どもの健やかな成長を支え元氣を創造する教育の推進
- 未来2 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援
- 未来7 ふるさとを学び楽しむ環境づくり
- 未来10 自然、歴史、伝統文化など地域の魅力を継承・再発見
- 未来5 大学教育・学習研究・科学技術の振興
- 未来6 生涯を通じた学びの推進
- 安心7 スポーツの振興
- 安心16 地震防災対策の充実
- 安心19 防犯・交通安全対策の推進による安全なまちづくり

教育振興基本計画 (7項目)

- I 子どもの可能性を引き出し才能や個性を伸ばす教育の推進
- II 子どもの健やかな成長を支え元氣を創造する教育の推進
- III 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援
- IV 社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の整備
- V ふるさとを学び楽しむ環境づくり
- VI 生涯を通じた学びの推進
- VII 元氣を創造するスポーツの振興